

「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」の 一部改定（案）の概要

1. 一部改定の目的

- 本留意事項の全部改定から年数が経過し、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれの表示への考え方について、より明示的に示すことにより、事業者の適正な広告活動に資するものとする。
- また、措置命令の事例も多数蓄積されたため、本指針の措置命令事例を充実させることとする。

2. 改定の概要

第2 本留意事項の対象となる「健康食品」

- 明らか食品について、本留意事項の対象となる旨の追記
- 健康の保持増進効果に係る例示の追加

第3 景品表示法及び健康増進法について

- 「表示」の該当性に係る留意点を補足
- アフィリエイト広告の表示主体性に係る留意点を補足
- 表示された効果と実証された内容が適切に対応していない例示を追記

第4 景品表示法及び健康増進法上問題となる表示例

- 機能性表示食品事後チェック指針の広告パートの考え方を追記
- 「健康保持増進効果等」の例示を追記
- 打消し表示に係る留意点を補足

第5 違反事例

- 景品表示法改正後の措置命令事例の更新

3. 公表日

令和4年12月1日（予定）